

せいかつほごてび

生活保護の手引き



- ・年をとり、病気や障がいで、働けない
- ・収入が少なく、生活できない
- ・子どもが幼く、思うように働けない
- ・私たちの年金では、暮らせない
- ・仕事を探しているが、就労に繋がらない

生活にお困りの方は、ご相談ください。

この「^{てび}手引き」は生活保護^{せいかつほごせいど}制度について説明^{せつめい}したものです。

^わ分からないことや、^{そうだん}相談のある方は

^{しやくしょ}市役所1階 ^{かいふくしか}福祉課 ^{しゃかいふくしかかり}社会福祉係までお声^{こえ}かけください。

《生活保護とはどのような制度ですか》

日本国憲法では「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、国がその権利の実現に責任を持っています。生活保護は、この憲法の理念に基づいて、定められた要件を満たす限り、必要な保護を無差別平等に実施し、その最低限度の生活を保障する制度です。

《生活保護の目的は》

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべての方に、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立（3つの自立）した生活が送れるよう支援することを目的とします。

○日常生活自立

・自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立を目指します。

○経済的自立

・就職などで、自身で収入を得ることで生活が送れるよう経済的自立を目指します。

○社会的自立

・社会的繋がりができ、地域社会の一員として生活が送れるよう社会的自立を目指します。

《生活保護の申請ができるのは》

生活保護は、保護を要するご本人たちのほか、扶養義務者により申請ができます。

また、相談は個人のプライバシーを尊重するなかでどなたでもできます。本人が病気などで福祉事務所まで出向くことができず、代わって相談してくれる親族なども身近にいない場合は、電話や手紙などでご相談ください。また、地域の民生委員さんに相談することもできます。

「生活保護の申請は国民の権利です。」



《生活保護の補足性とは》

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とします。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先します。

ただし、次に挙げる親族への扶養照会は行いません。

- ・施設入所者、長期入院患者、高齢者、未成年者、10年以上音信不通な者やDV（家庭内暴力）、虐待など特別な事情がある者

《生活保護のしくみは》

生活保護は、保護を受けようとする世帯の最低生活費とその世帯のすべての収入を比べて、最低生活費より収入が少ない場合にその不足する部分を補うかたちで行われます。反対に最低生活費より収入が多い場合、生活保護は行われません。最低生活費は、その世帯に必要な生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、国の決めた扶助の基準額を合計した額です。保護費の支給は、金銭で給付するほか、医療扶助・介護扶助など治療やサービスを現物で給付するものもあります。また、公営住宅の家賃や介護保険料、学校給食費については、福祉事務所(福祉課)が直接請求者に支払う「代理納付」も行われています。

「個人の秘密は堅く守りますので
安心してご相談ください。」



《生活保護のしくみ》

◎生活保護が受けられる場合

さい 最低 せい 生活 かつ ひ 費

せ たい の しゅう にゅう せい かつ ほ ご ひ 生活保護費

(収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。)



◎生活保護が受けられない場合

さい 最低 せい 生活 かつ ひ 費

せ たい の しゅう にゅう

(収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。)

※この場合の「収入」とはお金か品物かを問わず、世帯各員が得た給料や各種年金、手当、補償金、懸賞金品、仕送り金品、状況により借金など、基本的に世帯に入ったすべてのものが収入となり、福祉事務所(福祉課)に申告する必要があります。また、収入がない世帯にも定期的に収入申告をしていただきます。福祉事務所(福祉課)は、必要により預貯金や資産、扶養義務者からの援助についても随時調査を行います。

なお、収入の内容によっては収入として認定しない取り扱いをする場合もあります。勤労収入については、交通費や社会保険料などの必要経費と勤労控除を認定して収入から差し引くこととなります。

※世帯とは、親族、他人を問わず同じ家に住み、生計をともにしている人々の集まりです。出稼ぎや入院している家族がいる場合も同じ世帯となります。

《生活保護利用までの流れ》

① 相談

お住まいの地域の福祉事務所(福祉課)に相談します。

② 申請

生活保護を希望する方は、生活保護の申請書類を提出します。

③ 調査

申請をすると、生活状況、資産状況、扶養義務者などを調査します。

調査のあと、生活保護による支援が必要かどうか審査します。

④ 利用開始

生活保護が決定したら、保護費の支給が始まります。

また、ケースワーカー(福祉課職員)による自立に向けた支援を開始します。



《生活保護受給者の権利と義務》

◎生活保護受給者の権利は？

正当な理由がなければ既に決定された保護は不利益に変更されません。また福祉事務所(福祉課)の保護の変更などに不服があるときは静岡県知事に対して審査請求することができます。

◎生活保護受給者の義務は？

世帯の収入や状況の変化などを速やかに福祉事務所(福祉課)に届け出ること、能力に応じて勤労に励み支出の節約を図り生活の維持向上に努めることが求められます。福祉事務所(福祉課)は、保護の実施上必要がある場合には指導・指示を行うことがあり、状況が改善されない場合には保護の変更や停廃止を行うこともあります。

このほか、資力があるにも関わらず急迫状態により保護を受けた場合には、受給した保護の範囲で福祉事務所(福祉課)が定める額の返還を行う義務もあります。

◎生活保護費には税金はかかるの？

保護費は、その世帯の最低生活を保障するものですから県市民税などはかかりません。差押さえなどの対象にもなりません。国民年金の保険料は免除されます。

◎こどもの教育費は？

義務教育である小中学校については、クラブ活動費、教材費、給食費等を含めて教育扶助として支給されます。高等学校の就学についても、世帯の自立助長に有効であると認められる場合は、正規の就学年限に限り生業扶助に定められた範囲で支給されます。

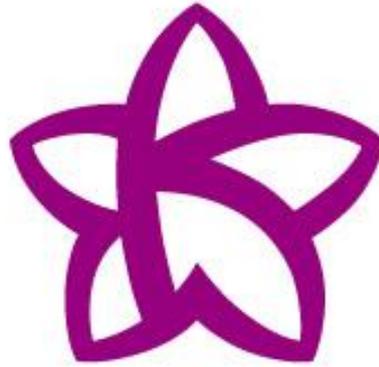
◎病気で病院などにかかる場合は？

通常の場合、電話などで福祉事務所(福祉課)に届けて受診してください。急病などで連絡が間に合わない場合、医療機関に生活保護を受けていることを説明した上で受診し、後日連絡してください。受診する医療機関は、生活保護の指定医療機関を原則とし、他の法律等による医療給付が優先しますが、診療内容は一般の保険診療と同じです。この診療にかかる費用は、医療扶助として福祉事務所(福祉課)が負担します。なお、国民健康保険の資格は無くなり、保険証は国保年金課に返すことになります。

◎自動車やオートバイの所有は？

自動車やオートバイは、原則として所有も使用も認められません。ただし、身体障害者や新型コロナウイルス感染症の影響で就労が中断していて、自動車を保有している場合など、一定の要件を満たす場合は認められることもあります。





掛川市

しんせいおよびそうだんまどぐち
☆申請及び相談窓口

〒436-8650 かけがわしながや 掛川市長谷1-1-1
かけがわふくしじむしょ 掛川福祉事務所 (掛川市役所 ふくしか 福祉課 しゃかいふくしがかり 社会福祉係)

でんわばんごう
☆電話番号 0537-21-1140